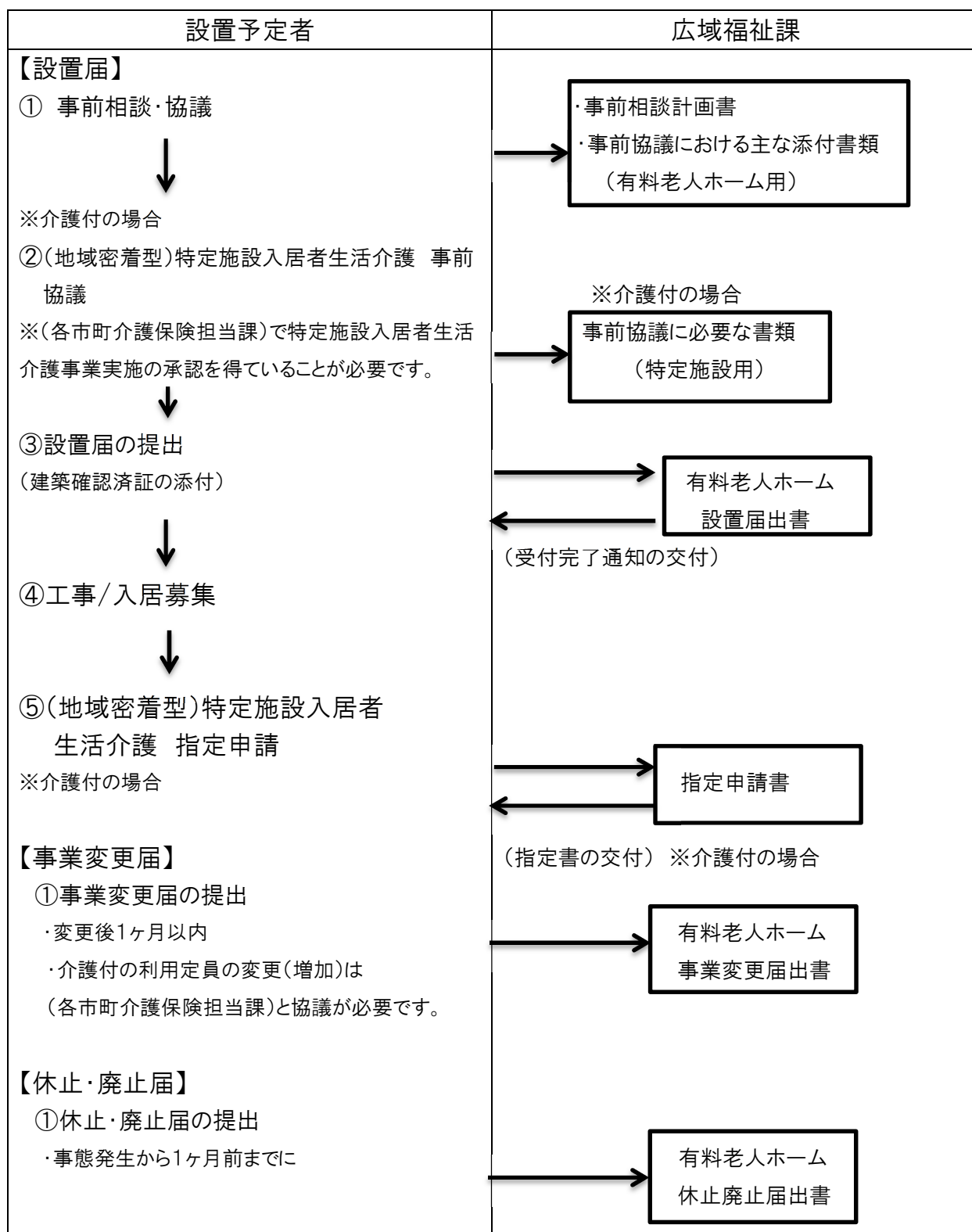


有料老人ホーム事務手続きフロー



※設置届出について

住宅型の場合は①→③→④、介護付きの場合は①→②→③→④→⑤の流れとなります。

※有料老人ホームの建築にあたっては、事前に各市町の開発許可担当課及び建築確認担当課との協議が必要です。